

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人ふくてっく

②評価調査者研修修了番号

SK18235

SK18234

SK18233

1201C028（大阪府）

③施設名等

名称：	信太学園
施設長氏名：	重永 宏
定員：	44 名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	和泉市太町376
T E L：	0725-41-0559
U R L：	http://www.kozu-gakuen.jp/
【施設の概要】	
開設年月日	1953/2/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 高津学園
職員数 常勤職員：	24 名
職員数 非常勤職員：	2 名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	3 名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	10 名
有資格職員の名称（ウ）	里親家庭支援専門相談員
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（エ）	心理士
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（オ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（カ）	調理士
上記有資格職員の人数：	4 名
施設設備の概要（ア）居室数：	13室、一時保護専用居室2室、
施設設備の概要（イ）設備等：	TV室（男児用、女児用各1室）、 ゲーム室
施設設備の概要（ウ）：	静養室、食堂、浴室、便所
施設設備の概要（エ）：	別棟に心理室、面談室

④理念・基本方針

<p>【理念（法人・施設共通）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の個性を尊重し、明るく楽しい生活を提供する。 2. 社会性豊かな人格形成と、自立のための支援を行う。 3. 施設の専門性をもって、地域社会との共生、共助を目指す。 <p>【法人基本方針】</p> <p>社会福祉法人高津学園は多様な福祉事業・サービスがその利用者の意向を尊重して、総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立し、地域社会において生活することができるよう支援することとする。</p> <p>【施設基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭復帰を目標として支援する。 2. 社会的自立を支援する。 3. 個別的な支援、安心感のある生活の場を提供する

⑤施設の特徴的な取組

- きらめき・・・子どもの性教育を中心に、SNSの注意点や危険性を伝えたり、広く社会の仕組みを伝えたりする機会を設けている。小学生から中高生で、年齢に応じた教育を行っている。
- セカンドステップ・・・人とのコミュニケーションを取るために具体的な方法を学ぶ。場面に応じて、いま相手はどのような気持ちになっているか、その時、どんな声掛けが上手くいくか、など写真を見ながら、みんなで意見を出し合い、良い解決策を見出していく。
- コモンセンスペアレンティングを参考にした子ども達への生活上の取り組み・・・小さなことや、今出来ている事を褒めることを柱とした関わり方法を実施している。出来たことには、良い結果（ハンコや飴、門限延長など）を用いて、その良い行動を強化していけるように工夫している。
- 子どもと地域との交流・・・地域の子ども会に参加して各種行事で交流しています。また地域の小学校にもPTA役員を担って教員との交流活動にも取り組んでいます。また、施設が保有する運動広場を地域の子どもにも解放するほか、食堂に限定はしていますが施設内で地域の子どもが施設の子どもとともに遊ぶことも認めています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2019/10/24
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2020/3/23
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成28年度

⑦総評

■同法人が運営する高津学園では、小規模化、ユニット化に向けた施設の建替えが進行しています。信太学園においても新しい社会的養育ビジョンに基づき、施設の小規模化・ユニット化を目指す中長期計画が策定されていますが、その第一歩である地域分散型児童養護施設の計画のために必要な物件提供等の地域協力が得られていません。積極的な地域交流、広報活動、地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動などを通じて地域理解の促進が喫緊の課題です。また、そうした事業計画の策定と推進には、職員の参画が欠かせません。さらに事業計画の主要な内容は、子どもや保護者等にも理解を促すことが大切です。

【特に優れた点】

- 社会福祉法人高津学園の体制として、必要な福祉人材の確保育成計画、人事管理の体制が整備され、職員一人ひとりの育成に向けた取り組みが行われています。
- 実習生の受入れについては、マニュアルを整備するとともに、担当チームを編成して必要な研修も受講したうえで多数の受入れを実施しています。
- 豊かな食生活、適切な衣生活を整え、生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立しています。
- きらめき委員会で、子どもの年齢、性別に応じた性問題やその他の不適切な言動について取り上げ、子どもに分かりやすく伝えています。
- 心理担当職員は、別棟に設えられたコテージ風の心理療法室で心理的ケアが必要な子どもに対して必要な支援を行うとともに、職員のメンタルヘルスにも可能な範囲で取り組んでいます。

【改善を求める点】

- 自己評価および第三者評価結果を踏まえて、把握した課題を文書化して、組織や支援の質の向上に向けた具体的な取り組みの体制を整えることを期待します。
- 施設長は自らの役割と責任や施設運営、管理に関する方針や取り組みについて、組織内により丁寧に伝えるとともに、養育・支援の現場にも直接入って指導力を発揮することを期待します。具体的テーマでいえば、直接支援の職員間はコミュニケーションも密でチームワークも大変良好ですが、間接支援部門の一部には運営に参画させてもらっていないという不満があります。学園での生活における子どもの満足度は間接支援が大きく支えています。養育・支援の質を向上するうえで、経営の改善や業務の実効性を高めるためには支援の直接・間接を問わず、組織内に同様の意識を形成することが不可欠であり、この点において管理者の指導力が強く求められます。
- 子どもを尊重する姿勢が理念・基本方針に謳われ、職員に周知徹底していますが、権利侵害の防止や早期発見、発見した場合の対応などの具体的な仕組みや、職員が子どもの権利についてより深く検証する取り組みの徹底を期待します。子ども自身に、自他の権利意識を促し、自ら訴える力を育むことも欠かせません。
- 標準的な実施方法を確立して、養育・支援の取り組みを評価することによって、標準的な実施方法のさらなる見直しと実効性の向上を期待します。
- 卒園児の状況把握に努め、さらに充実したアフターケアに努めることを期待します。
- 子どもが将来の進路決定を、その最善の利益に叶うよう自己決定をできるようにするためには、豊富な情報提供や社会経験をさせる機会の設定とともに、学習支援も重要です。必要な環境整備や図書類の充実、学習支援人材（ボランティア等）の投入などが求められます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

「この度は、信太学園の第三者評価を実施して頂き誠にありがとうございます。評価結果について異議はございません。細かい所までとても丁寧に評価していただいたと思っております。正直、的確すぎて耳が痛い内容も多々ありましたが、今後のより良い施設運営に一層、身が引き締まる思いしております。アンケートの結果が辛辣で、職員が何に不満を持っているのか把握できましたし、子どもの意見も具体的で、我々が『慣れ』で仕事をしてしまっていることを痛感せざるを得ません。評価においても、施設長や主任のリーダーシップのあり方、社会的養育ビジョンを受けての地域分散化の具体的な取り組みの不十分さ、職員の意見を現場の支援に結び付けていく為の体制の不備など、多くのことを考え、改善するためのよいきっかけを与えていただけたと思っております。課題は多くどれも重要である為、時間はかかると思っておりますが、一つ一つ改善し、子どもと職員の皆が満足できる施設を目指して精進いたします。」

⑨第三者評価結果（別紙）

評価結果表【タイプA】（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b

【コメント】

信太学園（以下「学園」という）は社会福祉法人高津学園（以下「法人」という）が運営する児童養護施設の1つです。法人の理念・基本方針は、そのホームページやパンフレットに記載して広報しています。一方、学園のホームページには施設の概要や支援方針等を簡潔に紹介し、理念・基本方針や詳細な情報公開は、法人のホームページにリンクして示しています。理念からは、法人が目指す養育・支援の内容を読み取ることができ、基本方針は目標を達成するための具体的な指針を示しています。毎月の全体会議で、理念・基本方針を唱和して職員への周知が図られています。しかしながら、子どもや保護者等への周知の取り組みが不十分です。近年、養育・支援の課題が多様化・重度化するなかで、子どもや保護者等に学園の理念・基本方針の理解を浸透することが困難になっていますが、であればこそ、効果的な取り組みが求められます。

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b

【コメント】

学園は定員50名の大舎制児童養護施設です。運営は安定的で、子どもたちも落ち着いた生活を送ることができています。施設長は、「社会福祉法人改革」や「新しい社会的養護ビジョン」に示された児童養護施設の動向を理解し、施設の小規模ユニット化や地域分散を大きな課題と位置付けて、10年先の展望としています。ただ、地域（和泉市）の福祉施策の動向や内容の把握・分析は行っておらず、要保護対策地域協議会（以下「要対協」）への活動参加もできていません。

② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
-----------------------------	---

【コメント】

前述のとおり、大きな経営課題は施設の小規模ユニット化・地域分散の推進にあります。並行して施設の老朽化への対応が急がれます。子どもたちへの個室の提供ができていないだけでなく、大舎であることのハード面の改善課題が山積しています。しかしながら、その解決には長期にわたる計画の推進が必要であり、またそうした判断は法人主導となることもあって、学園職員の間で議論・検討するテーマとはなっていません。施設長は、まず地域小規模児童養護施設を確保することによって、本園の定員を削減し、施設の環境改善を進めることを検討していますが、地域に適切な空家の提供を得られず、取り組みは停滞しています。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b

【コメント】

学園は、2020年年度から2029年度を前後期に分けて、施設構成の再編を計画しています。前期（2020年度から2024年度）では地域小規模施設1か所（定員6名）を設けて本園定員を削減する計画ですが、前述の通り前進が阻まれています。後期（2025年度から2029年度）には地域小規模2か所のほかに多機能ユニットの分園（定員8名）を設けて本園も各4名の小規模ユニット4グループに改修することをめざし、既に建物用地の確保もあります。しかしながら、計画の第一歩となる地域小規模施設設置に向けた建物確保の見通しが立っていません。計画の具体化には地域の協力が欠かせません。児童養護事業に対する地域理解を推進する具体的な取り組みが強く求められます。

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【コメント】		
平成31年度事業計画（案）およびその後令和元年度事業計画が策定されています。しかしそこには「方針」と「事業計画」が示されているに留まり、中長期計画を踏まえた、数値目標や期限設定を伴った「事業計画」といえる内容としては十分ではありません。		

(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者 評価結果
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b

【コメント】		
「事業計画」の要素としての「行事計画」の策定については、職員等の参画と意見の集約・反映のもとに行われています。ただ、施設の小規模ユニット化や地域分散など、中長期計画に基づく主要な「事業計画」の策定についての職員の参画は十分ではなく、理解を促すための取り組みも行えていません。職員の確保・定着と育成、職員の目標管理や人事管理、リスクマネジメントやBCP、そして養育・支援の質の向上に向けた「事業計画」の策定とその実施状況の評価・見直しに組織的に取り組む体制の構築が求められます。		

②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
【コメント】		

ここでいう「事業計画」とは、単なる「行事計画」ではなく、学園が目指そうとする中長期ビジョンに即した単年度、あるいは短中期の事業計画を指しています。それらを子どもや保護者等に周知することは容易いことではありませんが、子どもの養育・支援に関わる事項について、分かりやすく説明して理解を図ることが重要です。「行事計画」に留まらず、「事業計画」の主な内容についての説明の取り組みが強く求められます。		
---	--	--

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b

【コメント】		
学園では、毎年、第三者評価基準に則って自己評価に取り組み、3年に一度の第三者評価を受審しています。しかしながら、評価結果を組織的に分析・検討し、PDCAサイクルの仕組みを確立して、養育・支援の質の向上に取り組む体制にはなっていません。今後は、養育・支援の内容を組織的に評価する体制を整備し、「評価のための評価」に終わらせることなく、有効に活用することを期待します。		

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
【コメント】		

各種の会議において、養育・支援の向上課題を取り上げ、職員間の共有を図っています。しかしながら課題を文書化して、その一つひとつについて、改善方針や担当責任者（チーム）を特定し、期限を設定するなど、改善の取り組みを具体的に推進する仕組みが構築されていません。今回の第三者評価を契機として取り組むべき課題を特定して、具体的な取り組み方針を文書化するなど、計画的な実践が求められます。		
--	--	--

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【コメント】 施設長は自らの役割りや責任について組織管理規程において「理事会の決定する方針に基づき施設の運営管理を統括する」と示しています。しかしながら経営、管理に関する方針や取組みについて、施設長メッセージ等の資料を用意して組織内に分かりやすく伝え理解、周知を図る取組みは不十分です。施設長の不在時や非常時の対応については主任、副主任への権限委任を組織表及び緊急時対応マニュアルで示しています。	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】 法令遵守の方針や姿勢については法人のホームページに掲載の中長期目標において「コンプライアンス意識を持ち、透明性のある経営を目指す」と明示するとともに、組織運営管理規程、施設長の職務・責任の項でも「法令等を遵守するため必要な指揮、命令を行う」と明記しています。また、主要関係法令等の改正に伴う要点の理解及び対応についてなど、施設長研修会に参加して研鑽に努めています。それらの内容は職員会議で詳しく伝え、周知を図っています。また規定に基づき取引先、行政関係者等との適正な関係を保持しています。	

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	第三者 評価結果
① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】 施設長は養育・支援の質の向上について、近い将来の小規模ユニット施設への展望や地域小規模児童養護施設を確保することなど、施設の新しい環境づくりを目指しています。一方で、現園舎において日々出来る限り工夫して子どもの養育・支援に当たっている職員へのねぎらいや現場を見て現環境での課題について職員とともに一緒に考える機会を持つことは施設長の大切な務めです。主任以下の職員に現場の養育・支援を任せて責任を持たせるとともに、その資質の向上を促すという方針は理解できますが、学園の実情に応じた改善に向け、施設長自らも積極的に支援の現場に参加する姿勢が求められます。	
② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】 施設長は前12項の通り、子どもにより良い環境での養育・支援の実現を目指しています。その実現に向け、学園の人事、労務、財務等、夫々の視点から検証を行い「経営の改善や業務の実効性を高めるため」職員全体に、その重要性の理解や意識向上を図るとともに、この大切なテーマについて施設長・職員が一体となって取り組むことを期待します。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
【コメント】 本学園においても事業運営上の重要課題に「職員の確保・育成」を挙げています。こちらでは法人の人事・採用計画による採用者の配属を受けるとともに、毎年、堺・泉州地域の児童福祉施設就職フェアに出展し地域の福祉人材の採用活動に当たっています。この地道な取組みにより、施設運営に必要な人材確保に至っています。また、新人には新任者研修及び毎月のスキルアップ研修など主任、教育担当係職員の手厚いサポート体制で育成し、心理士の協力も得て定着が図られています。	

②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
【コメント】		
<p>学園の人事管理は法人各施設に共通の人事考課規程により実施されています。この規程では人事考課の目的や職員の能力や態度を公正に示すものとする明記され、毎年度、期初に行われる目標設定では直属上司と目標を共有するところからスタートし、期中には進捗状況の確認面談を実施、期末には自己評価をしたうえで、主任、施設長による一次・二次評価が行われ、その評価決定の後、各所属長によるフィードバック面接をして目標達成度を確認し合う仕組みとなっています。また「期待する職員像」は、倫理綱領で全職員共通の職務指針を示し、各職員には等級別職務内容定義で具体的に示しています。この人事考課規程は昇給・昇格の基準にもつながり、職員の貢献度に応える仕組みとなっていて、職員の理解のもと、定着して実施されています。</p>		

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者 評価結果
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
【コメント】		
<p>主任、副主任が連携して、日々、職員とのコミュニケーションを大切にして就業状況の確認や意向の把握に努め、「働きやすい職場づくり」に取り組んでいます。定期的な職員との個別面談についても人事考課規程フローの中で実施しています。また、心理士の協力を得て、職員の様子に応じたメンタルヘルスのサポートにも気配りをしています。一方、職員の就業状況や意向の確認で得た労務管理上の具体的な課題について、改善を図る取り組みは今後の課題となっています。</p>		

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者 評価結果
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
【コメント】		
<p>職員一人ひとりの育成については学園が目指す職員像に沿って、前15項の人事管理規程の通り、期初の職員個々の目標設定に始まり、中間個別面接では進捗状況の確認及び所属長の助言を受け、期末に向けては取り組みを振り返り、自己評価及び達成度の確認面接を経たうえで、評価フィードバック面接が行われています。こうした年間を通しての目標管理の取組みは全職員に適用され、職員自らの向上を目指す支えになっています。</p>		

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
【コメント】		
<p>職員の教育・研修については学園が目指す職員像を基に毎年度事業計画の中で職員研修計画を示し、一般職員、専門職、施設長に至るまで園内研修、法人合同研修、外部関係機関研修等、充実した内容で実施されています。また、法人各施設に共通の研修報告書が用意されていて、研修報告書の提出とともに、その内容について職員会議において報告し合い、共有化が図られています。一方、定期的に計画の見直しや研修内容の評価などについての取り組みは今後の課題となっています。</p>		

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
【コメント】		
<p>職員一人ひとりの教育・研修についても職員研修計画を策定し、階層別、職種別、テーマ別に各職員が研修に参加出来るよう配慮のもと、実施しています。また、前第18項と同様、研修報告の取り組みも定着していて、研修報告書ファイルは様々な研修内容を確認・共有できるよう整えています。一方、定期的にテーマを設定し、スーパージョンを行う取り組みは当面の課題となっています。</p>		

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	第三者 評価結果
① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
【コメント】	
<p>実習生を受け入れる目的や姿勢については、実習担当マニュアルで明示しています。昨年度は保育系、福祉系を合わせ計25校からの実習生を受入れ、学園では4名の実習担当チームを編成して専門職の特性に配慮したプログラムにより研修・育成に取り組んでいます。また、担当職員には社会福祉士養成研修を受講させ、専門職の育成に向け指導者のレベルアップを図っています。</p>	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【コメント】	
<p>法人のホームページにおいて理念・基本方針はじめ施設概要、沿革等について詳細に案内するとともに、現況報告書で財務状況も公表しています。また、苦情・相談への体制や内容の詳細も公表しています。一方で、地域に向けての情報発信は法人のホームページに委ねています。今後は地域の福祉向上のためにも、学園の理念・基本方針や施設の果たす役割りなどについて地域の皆さんに分かりやすく伝えて行く取り組みを期待します。</p>	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】	
<p>法人の中期計画の1、に「コンプライアンス意識を持ち、透明性のある経営をめざす」と明示し、これに基づき事務、計理、取引等に関して職員は社会福祉法人会計基準に順じた経理規定を理解、遵守して職務に当たっています。これらの適正については定期的に会計監査を受け、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営に取り組んでいます。</p>	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】	
<p>子どもと地域との交流の取り組みには、尾井町子ども会に参加して納涼大会、だんじり、秋祭り等があり、子どもにとって楽しい機会を通して交流が図られています。また、信太小学校では職員がPTA役員を担い、諸行事の計画・実施の協議に協力しています。その上、学園では小学校の諸行事（運動会、納涼会、先生との交流など）に関わる小学校交流会担当となり、子どもたちが地域行事に楽しく参加出来るよう心掛けています。さらに、学校の友人等があそびに来やすくするため、食堂を開放して自由に遊べるよう配慮しています。</p>	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【コメント】	
<p>ボランティアを受け入れる基本姿勢と体制は、マニュアル・「ボランティア受入れの流れ」で示し、主任、副主任、里親支援専門指導員がボランティア調整担当となっています。受入れ時には「信太学園でボランティアをされる方へ」を示して、注意事項、お願い、誓約内容の確認、理解を得た上で受け入れています。現在は散髪V、絵本の読み聞かせV、子どもと楽しく遊ぶVなどが、定着して活動しています。今後は、施設を持つ社会福祉に関する知識と専門性を活かして、例えば学校教育に役立つ協力をするなど、具体的に検討されるよう期待します。</p>	

(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者 評価結果
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】	
子ども及び学園にとって有用な関係機関・団体等は、職務分担表で各先との担当者を明記して職員の共有が図られています。信太山小学校ではPTA役員を担い、定期的で開催する連絡会に出席して、子どもの学校生活の様子確認や成長支援について協議しています。信太山中学校でも交流会において同様の活動に当たっています。また、和泉会（堺・泉州地域の児童養護施設、児童心理治療施設、幼児院、こども家庭支援センター等による団体）では、子どもが楽しみにしているキックベースB.大会、ソフトバレー大会への参加や、こども家庭支援センターの交流会では子どもの養育・支援について情報交換及び虐待防止の諸問題についての協議に参加するなど、積極的に取り組んでいます。	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	第三者 評価結果
① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
【コメント】	
地域の福祉ニーズを把握するため、身近なところでは尾井町会合へ参加して地域住民とのコミュニケーションを通じて情報収集に努めています。また、和泉市CSWの会（いきいきネット相談支援センター）には副主任が担当として参加し、定期的な連絡会では子育て支援や不登校児童への支援についてなど、民生委員、児童委員と協働の協議に参画して地域の福祉ニーズの把握に努めています。一方で、地域でのお年寄りを対象とする暮らしの相談会や子育て支援をテーマにした交流会を実施するなど、福祉ニーズや生活課題の把握について主体的に動く取り組みは今後の課題となっています。	

② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
【コメント】	
地域に役立つ公益的な事業活動については、尾井町子ども会の廃品回収への参加や、コミュニティーセンターにおいて「信太学園」の現状及び子どもの養育・支援をテーマに、児童養護施設が有する専門的な知識や情報を提供して、地域の人々へ子どもの社会的養育の理解を促す講演をしています。一方で、地域に存在する施設として地域住民と一緒に取り組む防災対策ネットワークづくりについては、検討段階であり、直近の課題としています。	

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】	
学園の支援方針の軸として子どもを尊重する姿勢を明示しており、年度事業計画でもこれを明記しています。毎月の職員全体会議では倫理綱領とともに支援方針を唱和しています。また、ブロックごとの運営会議やスキルアップ会議で日常の養育・支援姿勢を把握・検討するなど、徹底した取り組みが行われている点が評価できます。	
② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
【コメント】	
きらめき委員会で自他の区別を子どもに教えたり、できるだけ共用部分で過ごすよう指導して、子どもどうしの権利侵害が起こらないよう努めています。また、居室は2~4人部屋ですが、勉強机を配置して各自の空間を確保できる工夫をしています。しかしながら、大舎制の集団生活のもと、一人になれるスペースがありません。設備上の制限はありますが、一人で落ち着ける居場所を確保する工夫も求められます。	

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		第三者 評価結果
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】		
入所する子どもに対しては、子ども家庭センターのケースワーカー同席のもとで、副主任などベテラン職員が入所のしおりを使っていないに説明しています。写真や絵を使った資料も作って、子どもに分かりやすく伝えています。また、入所前見学等にも対応しています。		
②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
【コメント】		
コンタクト可能な保護者に対しては、予防接種や機関誌等への写真掲載、生活ルールなど、入所時に同意を取って了解してもらっています。入所後の保護者との連絡、懇談等は調整担当職員と当該児の担当職員とがきちんと対応しています。ただ、措置であり契約ではないので、子どもや保護者の選択や自己決定の幅は大きくはありません。また、家庭支援専門相談員は配置されていますが、保護者との連携においてはあまり機能していません。		
③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
【コメント】		
措置変更や家庭引き取り時の引継ぎは、学校や子ども家庭センターと密に連携を取って進めています。卒園する子どもたちに対しては、送別会を行いアルバムや寄せ書きを手渡しています。夏祭りや同窓会には卒園生が多数集まります。退所後に個別の連絡があれば主に主任が窓口として対応していますし、担当職員が私的に連絡を取り合うこともあります。		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
【コメント】		
子どもたちに年一回生活アンケートをし、結果をグラフにまとめて発表しています。性別、年齢別に児童会が毎月開かれて子どもたちの具体的な要望を聞いています。意見箱も設置しており、毎月数通の意見が寄せられています。多角的に子どもたちの意見を集めて応えていこうという姿勢がおおいに評価できます。		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者 評価結果
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
【コメント】		
子どもに対しては生活アンケート、児童会、意見箱等発言の機会が準備されているほか、個別には担当や主任に話したり、心理士に別棟で相談することも可能になっています。保護者には、入所のしおりに苦情解決担当者を記載して配布しており、法人の苦情解決委員会とも連携して対応しています。ただ、苦情解決委員会や意見箱がしっかり機能していないという声もあります。		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
【コメント】		
入所時に説明される権利ノートを各自が所有するようにしました。そのなかに「大阪府に出すはがき」が封入されており、子どもたちの半数は施設職員以外に相談先があることを知っています。ただ、そこまでこじれる事態がないためか、子どもたちがそうした手段に出るケースは今のところ見られません。また、独立した心理棟があり、心理士がふだんから子どもたちに声をかけるなど、個別に相談できる環境を整えています。保護者に対しても、懇談調整窓口を定め、独立の面会室を設けていますが、とくに文書配布して働きかけることなどはしていません。		

③	36	子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
【コメント】			
児童会で出た意見はブロック別の運営支援会議で共有し、迅速な対応が必要な場合はその場で即決、検討が必要な案件についてはリーダー会議に諮られ、最終的に施設長の判断を仰ぎます。その流れは確立しており問題なく運用されています。しかしながら、意見箱への対応については職員に理解が浸透しておらず検討の余地がありそうです。施設長が週に一度開封、主任と相談して、個別フォローが必要なものについては主任がこれにあたり、協議が必要なものについては児童意見箱会議にまわします。施設長と主任以外には全体が把握されていません。意見の種別を統計処理するなどして記録し、全体会議等で共有することが望まれます。			

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。			第三者 評価結果
--------------------------------------	--	--	-------------

①	37	安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
---	----	--	---

【コメント】			
ヒヤリハットと事故報告書がそれぞれのフォーマットで記載され残されています。問題が起こるとブロック別の運営支援会議で共有し、全体会議でも取り上げます。しかしながら、リスクマネジメントに関わる担当者や委員会などの設置はなく、心構えの注意喚起程度の対応にとどまっています。リスクの傾向を分析し具体的な改善につなげていくような継続的な取り組みを期待します。			

②	38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
---	----	--	---

【コメント】			
環境衛生委員会を設置し、保健衛生担当者も複数置いてしっかり取り組んでいます。定期的な勉強会等はありませんが、感染症について外部研修を受講した職員が全体会議で報告することはあります。しかしながら、看護師の配置がなく保健室もないので万全というわけにはいきません。職員の学習と徹底した衛生管理を引き続き実施していくことを期待します。			

③	39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b
---	----	---------------------------------	---

【コメント】			
毎月避難訓練を実施しています。非常時の備蓄や職員の連絡網も整えています。ただ、学校等と連携して子どもの安否を確認するための詳細はまだ整理できていません。また、「事業継続計画」(BCP)に関しては理解が及んでいませんので、まずは学習することから始めることを期待します。			

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。			第三者 評価結果
----------------------------	--	--	-------------

①	40	養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
---	----	---------------------------------------	---

【コメント】			
「支援マニュアル」を4年前に作成しています。しかしながら、網羅的に項目を掲げてはいますが、内容がおおまかな心得にとどまっており、具体的な記述は一部に補助資料がある程度で不十分です。養育・支援の現場で「支援マニュアル」は参照されておらず、おもに運営支援会議やスキルアップ会議での検討に委ねられています。			

②	41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
---	----	-------------------------------	---

【コメント】			
養育・支援の実施に関わる具体的な問題について、運営支援会議等で毎月総括し半期ごとにまとめている点は評価できます。しかしながら、それが「支援マニュアル」の増補、改訂と結びついていない点が残念です。担当者を決め計画的に見直す体制を構築して、個々のマニュアルを統合した総合版に仕上げることが求められます。			

<p>(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p> <p>① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p>	<p>第三者 評価結果</p> <p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>子どもには担当職員が決まっています。日々の日報でモニタリングしています。それをブロックごとのリーダーと共有し、毎月の「児童処遇記録」や半期ごとの「観察指導記録」にまとめてケースファイルに綴じています。ケースファイルでは、入所以来の時系列で一人ひとりの子どもの来歴や施設での様子を一览することができます。自立支援計画については、定まった様式に基づいて各担当職員が記述します。作成会議等はありませんが、アセスメント材料が整理されており、リーダー・主任・心理士等のチェックも入りますので全く問題ないと認められます。</p>	
<p>② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <p>自立支援計画は半年に1回更新され、とくに期の途中で変更されることはありません。養育・支援の流れは「児童処遇記録」や「児童観察記録」の方を軸に運営しており、必要があれば適宜アセスメント会議、ケース会議、心理士との協議などを行って対処しています。結果として次期の自立支援計画に記述される支援目標が変更されることもあります。ただ、子どもの担当者とリーダー等は内容を把握していますが、担当外の職員にはそれほど共有されていないと見受けられます。</p>	
<p>(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。</p> <p>① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>第三者 評価結果</p> <p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>日直職員等が毎日日報を記録し共有しています。それを毎月の運営支援会議で総括し、半期ごとにまとめてもいます。一人ひとりの子どもの記録は、様式を定めて児童処遇記録や児童観察記録等で整理しています。養育・支援の実施に関わる情報の流れは確立していると言えます。</p>	
<p>② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <p>日報は職員室、ケース記録は事務室の、それぞれ鍵のかかる棚に入れて管理しています。職員には新入時の研修で個人情報の取り扱いについても教育しています。ただ、ケース記録の保存期限が明確でなかったり、PCがID・パスワード管理されていなかったり、十分とは言えない面もありますので、より一層の取り組みが求められます。</p>	

内容評価基準（25項目） □

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	c

【コメント】

法人は子どもの権利擁護についての規定、マニュアルを整備しています。入所に際して子どもに配布する「しおり」、「子どもの権利ノート」はだれもが閲覧できるよう指導員室に保管しています。そして毎月の職員全体会議で倫理綱領等を唱和し、意識の徹底を図っています。ただ、職員は権利擁護に関する研修会等に参加する機会を得ていますが、具体的な権利侵害の防止や早期発見、発見した場合の対応、再発防止の体制は十分とは言えません。学園として明確な取り組みの徹底を期待します。

(2) 権利について理解を促す取組	
① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b

【コメント】

学園が配布する「しおり」に、「あなたは健康で安心して育つことができる権利があります。同時に他の人にも同じ権利があり、幸せを保障するという義務があります。」と明記して、子どもに伝えています。子どもに自他の権利についての正しい理解を促すには、入所に際しての説明だけでは足りず、日々の養育・支援における職員の取り組みが欠かせません。職員は権利擁護の研修会に参加する機会がありますが、職員の間での意識統一の徹底が不十分です。学園全体として権利擁護に特化した会議・委員会等を設置するなど、具体的な取り組みが求められます。

(3) 生き立ちを振り返る取組	
① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	b

【コメント】

職員は、子ども家庭センターが進めるライフストーリーワーク等の研修会に参加し、研修で得た専門的知識を活かして日々の子どもの成長を見守っています。お誕生日会等では生き立ちに話が及ぶこともありますが、ライフストーリーワークの実施は、一職員だけでは決めないという方針のもと、心理士を交えて慎重に対応しています。成長の記録として、年1回職員の手でアルバムを整理していますが、アルバムは卒園時に手渡しています。ふだんの養育・支援の中で、子どもの発達状況に応じて子どもが職員と一緒に生き立ちを振り返る取り組みとしては十分に機能していません。アルバム整理を子どもと共に行うなど、一歩踏み込んだ取り組みを期待します。

(4) 被措置児童等虐待の防止等	
① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b

【コメント】

法人は、「管理規定」に児童福祉法を遵守して経営にあたることを謳い、被措置児童虐待の防止マニュアルを整備しています。マニュアルには虐待等重要案件についての予防や発生時対応を明記しています。意見箱を1、2階廊下に設置して子どもの悩みや意見・苦情を受け付けるとともに、各機関等に電話で相談できることも子どもには伝えています。また苦情解決検討会を開催して、第三者を含め施設長、職員が子どもからの意見・苦情の対応に当たっています。子どもへの虐待等が発生した場合の届け出、通告制度も周知が図られていますが、権利侵害の防止や早期発見には、子どもが自主的に権利侵害を訴えることができることが大切です。そのために権利侵害の事例を紹介する資料を作成するなどの取り組みが求められます。

(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
①	A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	b
【コメント】		
職員は、子どもの発達状況に応じて小遣い帳をつけさせ、子どもが自主的に日々の金銭管理を行い、経済観念を持てるよう支援しています。また職員は毎月の児童会に出席し、子どもの意見や要望を聞いています。年間行事計画や、学園内での趣味、スポーツ活動にも子どもの意見が反映されて、子どもたちは楽しんで活動しています。今後は、子どもたちが各々の希望を訴えて、それを職員が聞きとって支援に反映するのではなく、子どもが他児の主張や職員の想いをも理解して、自ら意見を調整し、快適な共生生活ルールの創造にむけて、より主体的に取り組むことができるような支援を期待します。		

(6) 支援の継続性とアフターケア		
①	A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
【コメント】		
「信太学園のしおり」には子どもが抱える不安に対する配慮と取り組みがわかりやすく丁寧にまとめられており、職員は入所時の子どもの不安を軽減するよう努めています。また別棟には面談室を設置して、親子が親密に過ごせる環境も整えて、親子関係の維持や再構築も図っています。家庭復帰や措置変更、および卒園をする子どもに対しては、子ども家庭センターと連携を取り、送りだしています。ただ、その際の子どもの状況把握や、気持ちに寄り添った学園独自の支援をより充実していくための具体的な指針や取り組みが不十分です。		
②	A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
【コメント】		
子どもの退所に際して、数日間の自立訓練を行って金銭管理や調理の実習をしています。また、退所時には学園の連絡先を伝えて、退所後も支援していくことを伝えています。夏祭りや正月の同窓会等には多数の卒園者が集まり、子ども同士や職員との交流の機会となっています。勤務先や警察からのトラブル発生の連絡があれば適切に対応しています。しかしながら退所者の状況把握や記録は整備されておらず、行政サービスや福祉サービスとの連携を図ったアフターケア体制の確立ができていません。安定した社会生活の支援に向けたリービングケア・アフターケアのよりいっそう積極的な取り組みを期待します。		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
【コメント】		
事業計画の支援方針に、「子どもの理解と受容、信頼関係を大切にする。子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止める。」と明記しています。経験の浅い職員も多くいますが、子ども一人ひとりの課題をフロア会議等で共有、検討する中でチームで取り組む力をもって、その解決に向けて取り組んでいます。養育マニュアルを活用するとともに、職員各自の知識、経験を活かし、子どもと共に課題と向き合って、相互の信頼関係の構築に取り組んでいます。しかしながら、利用者アンケートによると、中学・高校女子の一部に職員への信頼が得られていない側面もあるようです。		
②	A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
【コメント】		
子どもの年齢に配慮して、未就学児と就学児別に日常のプログラムが生まれ、集団生活のルールとなっています。子どもの欲求や意見、要望などは月1回開催される児童会議にて話し合わせ、職員間での協議の上、内容によりリーダー会議にて採否を決定して対応しています。今後も、ルールの中にも柔軟な対応が図れるよう職員間での申し合わせや話し合いの場を持たれる事を期待します。職員は夜勤時間に日報作成のため、幼児フロアより離れた際に目覚めた幼児が不安があることがある点は何らかの工夫が望まれます。		

③ A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。

b

【コメント】

子どもには小学生ルール、中学生ルールが設定されていて一日の生活全般の決め事がありますが、職員は子どもの力を信じて見守る姿勢を大切にしています。子どもの様子を把握して過度に干渉せず、褒め、励まし、感謝しながら適切な指示、助言をすることによって、子どもの自主性を育てています。小学生には、課題の達成ができた際、お菓子等のごほうびを与えることによって、職員の想いをかたちに表して、子どもの自己肯定感を助長しています。ただ、つい必要以上の指示や制止をしてしまうこともありますので、つまづきや失敗をむしろ糧として、子どもが主体的に問題を解決していくように支援するなど、一歩踏み込んだ取り組みを期待します。

④ A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。

a

【コメント】

子どもの権利に関する条約では「児童について責任を有する他の者は（中略）児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を持つ」と明記されています。学園では、未就学児を幼稚園に通わせています。園内には図書・遊具・玩具等が手狭な中でも備えつけてあり、利用しやすいように整備されています。また、幼児には砂場を確保し、学齢児には学園が有する運動場でスポーツや遊びを楽しんでいます。この運動場は一般にも開放して、学齢児は地域の子どもと共に遊ぶことができます。子どもは地域の子供会やクラブチームにも積極的に参加していますし、ボランティアも十分に活用されています。

⑤ A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

a

【コメント】

学園では、中高生以上には洗濯、洗濯ものの整理、収納をさせ、小学生にも洗濯ものの収納は自分でさせています。中高生には携帯電話の使用（ルールに沿った）を許可しています。ただ、携帯電話の誤った使用で子どもに不利益が生じないように、きらめき委員会にてネットやSNSの危険性について啓発するとともに、中学生の携帯にはネット・SNSの使用ができないよう制限をかけています。発達の状況に応じて、自身の健康について自己管理ができるように、きらめき委員会にて年間を通じ対象グループごとに話し合い、指導しています。その他、間接支援の職員も協力して、子どもの躰を行っており、発達状況に応じた生活習慣の確立や社会常識、生活技術の習得ができるよう、養育・支援していることが評価できます。

(2) 食生活

① A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

a

【コメント】

子ども達は年齢、男女別に食卓につき、職員も間に入ってコミュニケーションを楽しみながら食事しています。食事は決まった時間に適温で提供しています。飲食店でアルバイトをする子どもには店の賄いは摂らせず、また塾通いの子どものも外食はさせず、かならず学園で食事をします。子どもの趣好調査を年一回実施し、また残食調査も行って、日々の献立づくりに反映しています。外食体験の取り組みを年2回から1回に減らし、これに替えて調理実習でお菓子づくりなどを行って基礎的な調理技術の習得に努めています。

(3) 衣生活

① A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

b

【コメント】

年齢に応じて衣服購入費が決められており、年二回、季節に合った衣服を購入することができます。購入に際しては必要に応じて職員が同行、子どもは自分の好みの衣服購入を楽しんでいます。A12項で評価したように、年齢に応じた衣習慣を学んでいます。汚れたときにすぐに着替えることができる衣類は確保できています。ただ、予算にも限界がありますので、TPOに合わせた衣服を十分に提供できるほどではありませんが、子どもはいつも清潔で好みにあつた衣服を身につけることができます。

(4) 住生活		
①	A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
【コメント】		
<p>施設は大舎制基準の構造で、小グループケアや個室化はできていません。居室は二人～四人部屋となっていますが、各自の机、整理棚を空間の仕切りとして設け、できるだけ個人のプライバシーを守る空間づくりが工夫されています。食堂は多機能（時には学ぶ場、娯楽の場）で、そのほかにゲーム室、TV室などの共用の部屋があり、それらは掃除も行き届き管理されています。しかしながら、子どもアンケートでは、みんなが使う場所は清潔で気持ちがいいかという問いに、30%の子どもが「いいえ」と否定し、「はい」の33%に拮抗しています。設備や家具の補修は男性職員が迅速にできることは行っていますが、共有スペースや子ども室の一部に壁クロスの破れや塗装の剥がれ等が散見されます。建物全般の老朽化もあり、構造・設備を計画的、定期的に点検修理することが望まれます。また四季の花々や絵画等の飾り付けを施すなど、子どもの感性を育み、情緒の安定をもたらす、家庭的雰囲気演出する取り組みを期待します。</p>		

(5) 健康と安全		
①	A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
【コメント】		
<p>年二回の定期診断を提携医療機関によって実施して、子どもの健康を管理しています。健康上特別な配慮を要する子どもや服薬管理については、医療機関と提携して注意深く対応しています。医療や健康に関する職員研修については、感染症予防研修の報告等がありますが、その他には記録が見られず十分ではありません。多人数での生活には健康問題は重要な課題です。福祉職が医療職に替わることはできず、なまじの越権はリスクを伴いますが、定期的に医療専門職との学習する機会を持つことによって、福祉と医療の連携を密にしてゆくことが求められます。</p>		

(6) 性に関する教育		
①	A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
【コメント】		
<p>学園では、「きらめき委員会」において、子どもの年齢、性別に応じて身体の変化や性の問題を取り上げ、わかりやすく伝えています。職員は時には写真や道具を取り入れるなど、説明できる資料の収集に取り組んでいます。学園に外部講師を招いて学習会を実施していませんが、子どもが外部に出かけて専門家の学習・指導を受ける機会が設けています。</p>		

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
①	A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
【コメント】		
<p>子どもの行動上の問題があった場合、職員は複数で対応して被害側、加害側の子どもを分けて安全を図ったり、また冷静に判断できるよう毅然とした態度で臨んだり、ときには、一度離れてクールダウンさせて対応しています。加害側の子どもにも、その行為そのものを問題として詰問するばかりではなく、その行為の背景をくみ取って解決を図っています。暴力・不適応行動が尋常でない場合は、関係機関と連携して事にあたり、場合によっては警察等と協議をするなど、徹底した対応で事態改善の方策を見つけようと取り組んでいます。子どもアンケートで、「子どもどうしのけんかやいじめがあったとき、施設の職員はきちんと対応してくれますか」に対して6割の子どもが「はい」と肯定しており、否定はわずかです。</p>		

②	A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
【コメント】		
<p>学園の「しおり」には、安心安全な生活するためのルールとして暴力、暴言等絶対にしてはいけないと明確に記載しています。職員は、暴力や不適切な行動をとりがちな子どもに対しては、「悪いことは悪い」と毅然と伝える一方で、その子どもの心情にも目を向けて、本質からの改善を目指しています。また、複数で一人に対するのは、それだけでいじめであると明確に定義して、子どもに伝えていることは大いに評価できます。A18項の評価で示したとおり、子どもは職員に信頼を寄せており、子どもたちは落ち着いて安定した生活を過ごしています。ケアニーズの高い子どもの入所が増加する傾向があり、児童養護施設だけで対応が困難なケースが増えるなかで、児童相談所や病院、学校その他関係機関との連携を強めています。</p>		

(8) 心理的ケア

① A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

a

【コメント】

心理的ケアが必要な子どもに対し、屋外に独立して設えられたコテージ風の心理療法室で、心理担当職員がカウンセリングを施す体制が整っています。職員は、心理療法担当職員によるスーパービジョンを受けて、心理的療法技術の向上に努めるとともに、心理担当職員と連携して子どもの心理的支援に取り組んでいます。また、心理療法担当職員は職員のメンタルヘルスにも必要に応じて取り組み、課題がある場合は上司に報告して、問題の解決にあたっています。外部の心理専門家によるスーパーバイズは実施していませんが、心理担当職員の取り組みが十分機能していると評価できます。保護者等への助言・援助は、直接的には児童相談所のケースワーカーが努めていますが、施設の心理担当職員は、これにも連携して子どもの生活情報等を伝えています。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

① A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

b

【コメント】

大舎制施設であって、子どもには個室が提供されていませんので、落ち着いて勉強できる環境とは言えませんが、複数の子どもが寝起きする居室では机や整理棚を間仕切り代わりに利用し落ち着いて勉強できる工夫がされています。また、日中は子どもは共用スペースですごすルールになっていますので、希望すれば居室でひとり学習することはできます。元来、学習スペースも設けられていましたが、使用されず会議室となっています。忘れものや宿題の未提出については適切に対応し、障がいのある子どもに対しては支援学校(級)等への通学を支援しています。低学年の子どもには職員が毎日定時に学習支援をしています。しかしながら、高学年児に対しての基礎学力の回復や、進学意欲を助長する取り組み、十分な活用がされていない学習室の利用促進などの積極的な取り組みが不足しています。子どもの学習意欲を増進する支援を期待します。

② A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

b

【コメント】

進路の自己決定については、必要な資料・情報を提供し、本人、親、学校、児童相談所の意見も充分聞いたうえで各機関との連携して支援しています。しかしながら、これまでは就職する子どもがほとんどで、令和元年度もようやく1名が専門学校への進学を希望している状況です。進学ばかりが最善の進路でないことは勿論ですが、前項の評価でも示したように学園では、概して学習支援についての取り組みが十分ではなく、進路希望に偏りが見られることは、子どもが最善の利益に叶う自己決定ができる支援をうけていない可能性を示唆しています。またA7項目でも指摘したように、卒園生の情報管理が徹底しておらず、相談があれば主任が対応するという、受動的体制となっていて、進学者であれ、就労者であれ、卒園者に対する積極的なアウトリーチの取り組み(アフターケア)が不足しています。就労しながらの施設入所の継続であるとか、措置延長の利用など、制度の活用もあまり行われていません。最善の利益に叶う進路の自己決定を叶えるには、情報提供や相談に応ずるだけでなく、具体的な支援プログラムの機能が求められます。

③ A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

b

【コメント】

アルバイトは高校生以上の児童について、学校の成績や出欠状況など一定の条件を満たした場合に許可、推奨しています。子どもはアルバイトを通じて社会経験を拡大し、社会のルールを学んでいます。アルバイトで得た賃金は、その一部を貯金することになっており、学園では小遣い帳をつけることを義務付けています。アルバイトの他にも、通学校からの実習体験によって職場体験をする機会があります。学園としては、施設長・主任は毎年企業雇用主懇談会に参加して、就労情報は得ていますが、積極的に協力事業主等と連携して職場体験の場を開拓するようなことはできていません。児童養護施設では、福祉事業でいうところの就労支援の機能は求められていませんが、卒園する児童の社会的自立をシームレスに支援するための、より積極的な取り組みを期待します。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

b

【コメント】

入所児童の家族への助言・指導は第一義的には児童相談所の機能ですが、学園も積極的に家族との信頼関係づくりに取り組んでいます。すなわち、子どもの支援方針や学校、地域、施設等の行事予定を家族に伝え、相談にも応じるとともに、施設内に面会室を設けて子どもと家族の関係づくりを進めています。一時帰宅なども取り入れ、施設に戻った子どもの様子を注意深く観察しながら、保護者等による不適切なかかわりの発見や抑制にも努めています。このような学園の取り組みは、家族からの高い信頼を得ることになり、次項にも示すように高い家庭復帰率に表れています。しかしながら、こうした取り組みの核となる家庭支援専門相談員の役割の明確化が十分ではありません。家庭支援専門相談員の役割を明確にし、学園全体で家族関係の調整、相談に取り組む体制の構築を期待します。

(11) 親子関係の再構築支援

① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

b

【コメント】

職員は、前項に評価したように、家族との信頼関係を築きつつ、親子関係を再構築して家庭復帰の実現を目指し、50%の高い家庭復帰率を達成しています。ただ、家庭復帰の最終判断や親子関係再構築等の家族支援は、主に子ども家庭センターが行っており、生活訓練や家族療法事業などについて、学園独自の取り組みはありません。主任ほか基幹職員が中心となって、関係機関と連携を計り家族への相談等の支援を実施しています。家族支援専門相談員としての役割を明確化して、学園としてのファミリーソーシャルワークが中心となり、子ども家庭センターのケースワーカーとも連携して問題に介入していくことが求められます。